



大分県産団「新」  
めじろん

森林づくり マスコットキャラクター  
もりりん

平成30年度版

# 林業・木材産業制度資金 のご案内



大分県農林水産部



# 木材産業等高度化推進資金（運転資金）

木材の生産又は流通を行う事業者が事業の合理化を推進する場合及び林業者が林業経営の改善を推進する場合に利用できる短期運転資金です。

## 貸付対象者

知事から合理化計画又は林業経営改善計画の認定を受けた①から④の者

- ① 森林組合、森林組合連合会、その他の森林所有者の組織する団体
- ② 森林所有者
- ③ 素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者、木材市場開設者等
- ④ ③の組織する団体

※利率は平成30年1月25日現在

資金の種類	貸付対象事業	貸付利率 (%)	償還期間 (年以内)	償還期間 (年以内)	貸付限度額 (総額)
事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	1.60 (1.50)			2億・4億・5億円
	素材転換促進資金	(1.30)	1	—	1億円 2億・4億円
	間伐等促進資金	1.60 (1.50) (1.30)			2億円
林業経営高度化推進資金	造林に必要な作業労賃、苗木代、燃料費等	1.60	1	—	5,000万円 1.5億円

- ※1 資金対象・貸付利率の条件等が変更になる可能性があります。詳しくは最寄りの県振興局又は県団体指導・金融課にお問い合わせください。  
 ※2 貸付限度額の特認は、林野庁長官の定める基準に該当し、林野庁長官が特認金額を超えない範囲内で承認した額をいう。  
 ※3 融資を受ける際には、金融機関の審査があります。  
 ※4 貸付利率における( )は3倍協調資金の利率、( )は2倍協調資金の利率。

# 林業就業促進資金（就業準備・研修資金）

新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、就業に必要な林業の技術または経営方法を実地に習得するための研修やその他就業の準備に必要な経費のための資金です。

## 貸付対象者

- ① 林業への新規就業者
- ② 認定事業主

資金の種類	貸付対象事業	貸付利率	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額
就業研修資金	新たに林業に就業しようとする者がその就業に必要な研修を受けるのに必要な資金		20	4	①林業労働力確保支援センターが行う研修 月額15万円/人 ②林家等の研修 月額15万円/人 ③研修教育施設による研修 月額5万円/人
	都道府県知事の認定を受けた事業主が新たに雇い入れる林業就業者に対し上記のような研修に必要な資金を支給するのに必要な資金	無利子	13	4	①林業労働力確保支援センターが行う研修 月額12万円/人 ②林家等の研修 月額12万円/人 ③研修教育施設による研修 月額4万円/人
就業準備資金	新たに林業に就業しようとする者がその就業に必要な事前の活動を行うのに必要な資金		20	4	150万円
	都道府県知事の認定を受けた事業主が新たに雇い入れる林業就業者に対し上記のような活動に必要な資金を支給するのに必要な資金		13	4	新たに雇い入れる林業就業者1人につき120万円/人

- ※融資の際には、(公財)森林ネットおおいた(林業労働力確保支援センター)の審査があります。また、保証人・担保等が必要です。詳しくは、(公財)森林ネットおおいたもしくは、県振興局にご相談下さい。

# 林業・木材産業改善資金（設備資金）

林業・木材産業経営の改善又は林業労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として、新たな林業・木材産業部門の経営開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設導入のための資金です。（新規就業も含む）

## 貸付対象者

- ① 林業従事者たる個人
- ② 木材産業に属する事業（木材製造業、木材卸売業、木材市場業）を営む者
- ③ ①又は②に掲げる者の組織する団体
- ④ 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの
- ⑤ 農林水産大臣から「農商工等連携事業計画」の認定を受けた中小企業者（注1）

貸付対象事業	貸付利率	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額
<b>【新たな林業部門の経営開始】</b> ● 新たに素材生産業やきのこ栽培を開始するために必要な機械、施設の導入 （新たに長伐期施業や複層林施業に取り組む場合も含む）  <b>【新たな木材産業部門の経営開始】</b> ● 新たに木材製品の生産や木材市場業などを開始するために必要な機械、施設の導入  <b>【林産物の新たな生産方式の導入】</b> ● 生産性の向上、品質の向上などに役立つ機械、施設の導入 （高性能林業機械、グラブプル、菌床椎茸栽培施設、椎茸乾燥機、木材乾燥施設、木質バイオマス利用施設等）  <b>【林産物の新たな販売方式の導入】</b> ● 販売量の拡大や販売コストの低減に役立つ林産物の流通用機械・施設の新たな導入（ITを活用した販売方式も含む）  <b>【林業労働に係る安全衛生施設の導入】</b> ● 防振装置付きチェーンソー、防振装置付き携帯刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機、玉切り装置、暖房装置付き人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設  <b>【林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入する場合】</b> ● 休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレなどを備えた施設の導入	無利子	10 (一部特例あり) (注2)	3 (一部特例あり) (注2)	個人 1,500万円 会社 3,000万円 団体 5,000万円 ｝ただし、団体が木材産業に係る事業を実施する場合は、1億円

(注1) 農商工等連携事業計画とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)第4条第2項第2号口に掲げる措置を中小企業者と農林漁業者が共同して作成する計画

(注2) 貸付対象者の経営の状況、耐用年数等により、この範囲内で適正な期間を設定します。

※融資の際には、県の審査があります。また、融資方法に応じて保証制度の利用又は、保証人・担保が必要です。詳しくは、最寄りの県振興局にご相談下さい。



# こんなときは、こんな資金が利用できます

資金名		実施したい事業 資金を必要とする理由			運転資金								
		貸付利率 (%)	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)	素材生産資金・立木購入代金	素材購入代金	製品購入代金	木材加工に必要な経費	原材料の一部を外材から国産材にシフトしたい	造林に必要な経費	初度的経費	林業用機械・施設の改良・造成・取得	きのこ生産用機械・施設の購入
林業・木材産業改善資金		無利子	10	3	●						●	●	●
木材産業等高度化推進資金	事業経営改善 合理化資金	素材生産等促進資金	1.50 1.60	1	-	●	●	●	●				
		素材転換促進資金	1.30	1	-	●	●		●				
		間伐等促進資金	1.30 1.50 1.60	1	-	●	●	●	●				
林業経営高度化推進資金		1.60	1	-						●			
日本政策金融公庫資金	林業基盤 整備資金	造林	0.20~0.45	30~55	20~35								
		林道	0.30~0.45	20~25	3~7								
		利用間伐推進	0.60	20	20							●	
		伐採調整	0.30	30	30								
	森林整備活性化資金		無利子	30	20								
	林業経営 育成資金	森林取得	0.20~0.30	25~35	25								
		育林	0.30	20	20								
		生産方式合理化	0.45	10	2								
	林業構造改善事業推進資金		0.30~1.45	20	3								● ●
	農林漁業施設資金		0.30~4.90	15	3								● ●
振興山村・過疎地域経営改善資金		0.30~1.45	25	8								● ●	
新規用途事業等資金		0.85	15	3									
中山間地域活性化資金		0.35~0.60	15~25	3~8									
農林漁業セーフティネット資金		0.20	10	3	●	●				●			
林業就業促進資金		無利子	13~20	4									
農山漁村女性・若者活動支援資金			10	2								●	

(注1) 条件があります。



機械・施設の導入			森林整備			経営安定			就業促進			土地・森林		委託		災害復旧	
林産物生産・木材加工・流通施設の整備	●		造林・育林・作業路整備	●		経営改善に必要な調査の実施・パソコンの購入	●		新たに林業・木材産業経営を開始したい	●		結婚資金・住宅資金	●		立木の管理委託	●	
補助金(国)で導入する機械・施設の残額融資	●		林道の改良・造成	●		ストックヤード(中間土場)の造成	●		林業に関する研修の受講・派遣	●		就業準備経費	●		間伐、保育等の施業委託	●	
補助金(県・市町村)で導入する機械・施設の残額融資	●		森林レクリエーション施設・生産環境施設の整備	●		造林・育林・作業路整備	●		経営再建・負債整理・保安林維持	●		森林の賃借料等を一括払いしたい	●		被災した森林の整備	●	
機械・施設の賃借料を一括払いしたい	●		研究開発・需要開拓に必要な施設の整備	●		ストックヤード(中間土場)の造成	●		新たな生産方式や販売方式を実施したい	●		森林(林地・分収林)の購入	●		機械・施設の災害復旧	●	
安全衛生施設・福利厚生施設の整備	●		樹苗養成施設の整備	●		林道の改良・造成	●		長伐期・複層林施業の実施	●		結婚資金・住宅資金	●				
	●			●			●		営業権・商標権等の取得	●			●				
	●			●			●		専門家の指導・助言を受けたい	●			●				
	●			●			●		経営改善に必要な調査の実施・パソコンの購入	●			●				
	●			●			●		ストックヤード(中間土場)の造成	●			●				
	●			●			●		新たに林業・木材産業経営を開始したい	●			●				
	●			●			●		林業に関する研修の受講・派遣	●			●				
	●			●			●		就業準備経費	●			●				
	●			●			●		結婚資金・住宅資金	●			●				
	●			●			●		森林の賃借料等を一括払いしたい	●			●				
	●			●			●		立木の管理委託	●			●				
	●			●			●		被災した森林の整備	●			●				
	●			●			●		機械・施設の災害復旧	●			●				

\*貸付利率は平成30年1月25日現在(金融情勢により変動がありますのでご了承ください。)

# 信用保証制度が活用できます。

林業・木材産業者が銀行等の融資機関から資金を借り入れる場合、一定の出資と保証料をお支払いいただくことにより、農林漁業信用基金がその債務を80～100%保証する制度があります。

なお、保証を受ける際には、基金の審査があります。

詳細は農林漁業信用基金、都道府県相談員、銀行等窓口でご相談ください。

資金名	対象者	保証料率 <sup>(注3)</sup>	出資額等
<b>80%保証</b> ● 一般資金 一般資金	造林・育林 素材生産者 木材産業者等	0.20%～1.80%	保証額÷保証倍率 (注2)
<b>100%保証</b> ● 間伐材資金 ● 高品質木材生産資金 ● 林業・木材産業支援資金	素材生産者 木材産業者等		
<b>100%保証</b> 制度資金 ● 木材産業等高度化推進資金 ● 林業・木材産業改善資金(転貸) <sup>(注1)</sup>	造林・育林 素材生産者 木材産業者等	0.10%～1.35%	

(注1) 林業・木材産業改善資金の100%保証の範囲は次のとおり

● 個人：1,500万円まで

● 会社：3,000万円まで

● 団体：5,000万円まで

※ただし木材産業に係る事業実施 1億円まで

(注2) 平成29年4月1日現在、大分県の保証倍率は、45倍です。

(注3) 保証料率は事業者の財務内容によります。



## 独立行政法人 農林漁業信用基金（林業部門）

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12(コープビル11階)

**TEL 03-3294-5581**

## 農山漁村女性・若者活動支援資金

近代的な農林漁業経営を担うにふさわしい人材及び後継者の育成を図るために、経営への参画や農林水産加工等の起業を目指す女性や後継者の活動を支援する資金です。

### 貸付対象者

**農山漁村女性：**女性農林漁業者、又はその組織する団体

**農山漁村若者：**現に農林漁業を主たる職業とする生産者、又は将来農林漁業経営を実質的に承継すると認められる後継者で原則として18歳以上45歳未満

資金の種類	貸付対象事業	貸付利率	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額
女性活動資金	作業の環境整備等を行うのに必要な資金	無利子	10	2	個人 200万円 団体 500万円
	生産物を調理・加工・飲食営業する施設 直売施設				
生活環境を整備するのに必要な資金					
若者育成資金	農林漁業生産にかかる必要な施設整備 (就業後5年以内に限る)				個人 600万円
	後継者が居住する住宅の新築・増改築費用				個人 600万円
	結婚準備に必要な資金				個人 150万円

※融資の際には、県の審査があります。

※大分県農業信用基金協会の保証が必要です。

# 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

日本政策金融公庫が融資する、林業生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金です。(補助金(国)の残額にも対応できる資金があります)

**貸付対象者** 林業を営む者又はその者の組織する法人

※資金の種類と利率は平成30年1月25日現在

資金の種類	貸付対象事業	貸付利率 (%)	償還期間 (年以内)	編置期間 (年以内)	貸付限度額 (AまたはBのいずれか低い額)	
					A 融資額 (万円)	B 融資率 (%)
林業基盤整備資金	人工植栽、天然林改良、育林	0.20 ~0.45	30~55	20~35	—	80 計画森林90
	林道・作業道の開設・改良		20~25	3~7		80 集落排水100
	利用間伐に必要な資金、公庫資金等の償還円滑化のための資金	0.30	20	20	—	利用間伐100 償還円滑化90 (注1)
森林整備活性化資金(注2)	保安林における利用伐期齢以上の立木の維持 (禁伐、択伐の取扱を受ける場合等を除く)	0.30	30	30	貸付対象立木の 評価額の範囲内で 1人につき400	—
	造林	無利子	30	20	—	負担する額の 2/7以内 (特例1/2以内)
林業経営育成資金	林地及び分収林契約による立木の持ち分の取得(注4)	0.20~0.30	25~35	25	個人 1,000~ 7,000 法人 3,000~25,000	80 特認100
	森林の保育、保護、保全等の育林	0.30	20	20		
	生産方式の合理化に必要な資金	0.45	10	2	—	—
林業構造改善事業推進資金	林業・木材産業構造改革事業計画に基づいて行う林業施設の造成等	0.30 ~1.45	20	3	個人 1,300~30,000 法人 2,600~30,000	80
農林漁業施設資金(注4)	林産物の生産等に必要な共同利用施設の造成等	0.30~0.95	20	3	—	80
	素材生産用施設、林産物処理加工・流通販売施設、森林レクリエーション施設造成等	0.30 ~4.90	15	3	300~ 30,000 (一部事業は、限度額なし)	80
振興山村・過疎地域経営改善資金	振興山村又は過疎地域における素材等の生産施設、造林並びに林産物の処理加工施設等の取得	0.30 ~1.45	25	8	個人 1,300~ 2,600 法人 5,200~50,000	80
新規用途事業等資金	すぎ、ひのき、まつの間伐材又は椎茸にかかる新規の用途又は加工原材料用の新品種の採用	0.85	15	3	—	80
中山間地域活性化資金	中山間地域の林産物・資源の活用、需要開拓	0.35 ~0.60	15	3	—	80
	中山間地域の森林を活用した保健機能増進施設 林業生産環境施設の造成等	0.30	25	8	—	80
農林漁業セーフティネット資金	経営の維持・安定に必要な長期運転資金	0.20	10	3	600(注3)	—

(注1)各年度における償還元金の90%が融資率となります。

(注2)森林整備活性化資金は、林業基盤整備資金との併用が条件となります。

(注3)簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合は、年間経費等の12分の3以内で融資を受けることができます。

(注4)林業施設整備等利子助成事業により最大2%の利子助成を受けることができます。(予算に限りがあります)

(注5)国民生活事業でも林業・木材産業者が利用できる融資がありますので、ご相談ください。(大分支店 097-555-0331 別府支店 0977-25-1151)



日本政策金融公庫熊本支店農林水産事業

〒860-0801

熊本市中央区安政町4-22

TEL 096-353-3104



# 制度資金借りにあたっては 次の点にご注意ください。

## ①事業計画の作成

制度資金を借入する際は、事業計画を作成し県知事の認定が必要です。

また、借入にあたり資金ごとに所定の手続きを行う必要がありますので、時間に余裕を持って計画的にご活用ください。

## ②償還期間

償還期間（据置期間）は、貸付対象施設等の耐用年数や貸付対象事業の効果、収益力などを考慮して、資金ごとに設定されます。

## ③事前着工はできません。

貸付決定又は計画認定以前に事業着手しているものや、既に事業完了しているものは、原則として貸付対象になりません。

## ④目的外使用等はできません。

貸付金を当初に計画した機械、施設等の支払い以外の用途に使用することはできません。

また、貸付金で購入した機械・施設を無断で処分したり、他人に譲渡・貸与することもできません。

以上の事実が判明した場合は、直ちに全額繰上償還していただきます。

## ⑤計画変更

当初の計画（事業費、事業内容等）を変更する場合は、直ちに所定の手続きをとってください。

## ⑥経理状況

制度資金については、国の検査（会計検査）の対象となります。資金の受け入れ、支払については、自己資金を含め借入者の別段貯金口座等を開設するなど明確にしてください。

また、支払は透明性の確保のため口座振替で行うこととし、領収書等関係書類については償還終了まで保管しておいてください。

## ⑦事業完了

事業完了後は実績報告をすみやかに行うとともに、事業費の減少により、貸付額が限度額を上回った場合は、繰上償還等所定の手続きを行ってください。



## 資金に関する県の窓口

東部振興局農山漁村振興部

林業・木材・椎茸班  ☎ 0978-72-0156

中部振興局農山漁村振興部

林業・木材・椎茸班  ☎ 097-506-5746

南部振興局農山漁村振興部

林業・木材・椎茸班  ☎ 0972-22-0393

豊肥振興局農山村振興部

林業・木材・椎茸班  ☎ 0974-63-1174


西部振興局農山村振興部

林業・木材・椎茸第1班  ☎ 0973-22-2585

北部振興局農山漁村振興部

林業・木材・椎茸班  ☎ 0978-32-0622

農林水産部

団体指導・金融課(公庫資金以外の資金)  ☎ 097-506-3613

林務管理課(公庫資金)  ☎ 097-506-3827